

第2章 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況に関する調査

I. 近年の RTA における知財章の比較

1. はじめに

近年締結された主要国が関わる経済連携協定の多くに知財章が設けられており、10年以上前と比べると、知財章を含む経済連携協定の割合は確実に増えている。また、経済連携協定の知財章においては、多くの場合、TRIPS 協定を上回る規定（TRIPS プラスアプローチ）が存在し、知的財産の保護水準を高めるものとなっている。この点、経済連携協定の知財章に規定される TRIPS プラスの規定は、多くの協定で共通して規定される事項のほか、締約国の優先事項や国内事情が反映された事項、デジタル化等の技術の進歩などを踏まえた新たな規定が見られるなど、それぞれの協定に特徴がある。

したがって、多国間で締結する EPA/FTA 知的財産章における規律について、その内容を比較・分析することは、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略を検討する上で有用であるほか、既決 EPA/FTA の見直しを行うに際しても大変有益な情報となる。本調査においては、産業施策とも深く関連する、産業財産権（特許、意匠、商標、実用新案）、不正競争及びエンフォースメント（民事措置、国境措置、刑事措置）の規律に関して、RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携)、日英 EPA、CPTPP (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: 環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定)、日・EU EPA について分析し、その実態把握を目的として実施した。また、我が国は当事国ではないが、我が国との関わりが深い国の最近の RTA の例として、韓国・イスラエル FTA についても分析を行った。

2. 各 RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメント等の概要³⁴³

公開情報調査を実施した4つの RTA (RCEP、日英 EPA、CPTPP、日・EU EPA) の知財章の概要は以下のとおりである。

(1) RCEP³⁴⁴

(a) 協定の概要

参加国は ASEAN10 各国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、

³⁴³ 2021 年版不正貿易報告書 第 III 部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産（経済産業省ウェブサイト）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_03_04.pdf

³⁴⁴ 外務省「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>

ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）+5 各国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）の 15 各国である。本協定は、2012 年 11 月に RCEP 交渉立上げが宣言され、2013 年 5 月以降、31 回の交渉会合、19 回の閣僚会合、4 回の首脳会議が開催された。2020 年 11 月、第 4 回の RCEP 首脳会議において署名が行われた。当初はインドを加えた 16 各国であったが、インドは 2019 年 11 月以降の交渉に不参加であり、復帰を働きかけたが、2020 年 11 月の署名には不参加であった。協定は、発行日からインドによる加入のために開かれている規定しており、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める 15 各国の閣僚宣言を発出している³⁴⁵。

RCEP は ASEAN 諸国のうち 6 各国以上に加え、ASEAN 以外の 5 各国のうち 3 各国以上が国内手続きを終え、事務局の ASEAN に寄託すると、その 60 日後に発効する。ASEAN 諸国のうち、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムが、ASEAN 諸国以外のうち、日本、中国、豪州、ニュージーランドが批准を行ったため、上記 10 各国で 2022 年 1 月 1 日に発効した³⁴⁶。また、韓国では 2022 年 2 月 1 日に発効した³⁴⁷。

（b）産業財産権の規定

前述のように本協定の第 11 章に知的財産章が設けられ、第 C 節、第 F 節、第 E 節において知的財産に関する基準が規定されており、商標、意匠、特許に関する規定の概要は以下の通りである³⁴⁸。

第 C 節 商標

音商標も保護対象と規定した商標の保護（第 11・19 条）、電子的出願システム等を提供することを規定した商標の登録及び出願（第 11・22 条）、商標により与えられる権利（第 11・23 条）、また、商標により与えられる権利につき記述上の用語の公正な使用等例外を定めた限定的例外（第 11・24 条）、広く認識されている商標（第 11・26 条）、悪意による商標（第 11・27 条）、商標の一出願多区分制度を導入することを規定した二以上の商品又はサービスに関する単一出願（第 11・28 条）、異議申立て及び取消しの根拠（第 11・31 条）等について規定されている。

第 F 節 意匠

物品の一部に具体化された意匠等を保護対象と規定した意匠の保護（第 11・49 条）、

³⁴⁵ 外務省「RCEP 協定概要」（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf>

³⁴⁶ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効について（外務省報道発表 2021 年 11 月 3 日、外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009162.html

³⁴⁷ 日本貿易振興機構 ビジネス短信（2021 年 12 月 9 日）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/1531fd34490f6a1d.html>

³⁴⁸ RCEP 協定（和文テキスト）「地域的な包括的経済連携協定」（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-ecepia/cad_000001_00030.html

インターネット情報が先行意匠となることを規定した先行意匠としての情報（第 11・50 条）、ロカルノ協定に適合する意匠の分類制度を利用することを規定した意匠の国際分類制度の導入（第 11・52 条）等について規定されている。

第 E 節 特許

特許を受けることができる対象事項（第 11・36 条）、特許権者に排他的権利を与えることを定めた特許の与えられる権利（第 11・37 条）、特許によって与えられる排他的権利につき例外を認めた与えられる権利の例外（第 11・38 条）、TRIPS 協定 31 条の規定に準じた特許権者の許諾を得ていない他の使用（第 11・39 条）、新規性判断するに当たり発明開示の一定のものを考慮に入れない特許の猶予期間（第 11・42 条）、特許出願について、出願日又は優先日から十八箇月を経過した後に公開する出願公開（第 11・44 条）、インターネット情報が先行技術となることを規定した先行技術としての情報（第 11・45 条）について規定されている。

(c) 不正競争の規定

本協定の第 11 章の第 H 節において不正競争が規定されており、その主な規定の概要は以下のとおりである。

第 H 節 不正競争

不正競争からの効果的な保護（第 11・54 条）、ドメイン名を不誠実な意図をもって登録し、保有する場合の救済（第 11・55 条）、TRIPPS 協定 39 条 2 の規定に従い、開示されていない情報の保護を定めた情報保護（第 11・56 条）等について規定されている。

(d) 知財エンフォースメントの規定

本協定第 11 章に知的財産章が設けられ、第 J 節において権利行使が規定されており³⁴⁹、主な規定の概要は以下の通りである。

第 11 章 第 J 節 権利行使

第 2 款 民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手続に関し、損害賠償（第 11・60 条）、侵害物品並びに材料及び道具の廃棄（第 11・62 条）、民事上の司法手続きにおける秘密情報保護（第 11・63 条）、暫定措置（第 11・64 条）等について規定されている。

第 3 款 国境措置に係る権利行使

³⁴⁹ RCEP 協定（和文テキスト）「地域的な包括的経済連携協定」（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/cad_000001_00030.html

国境措置に係る権利行使に関し、権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止（第 11・65 条）、停止又は留置の申立て（第 11・66 条）、権限のある当局により権利者に対して提供される情報（第 11・68 条）、職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止（第 11・69 条）、職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報（第 11・70 条）、権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定（第 11・71 条）、権限のある当局による廃棄の命令（第 11・72 条）等について規定されている。

第 4 款 刑事上の制裁

刑事上の制裁に関し、刑事上の手続及び刑罰（第 11・74 条）が規定されている。

(2) 日英 EPA³⁵⁰

(a) 協定の概要

日・英包括的経済連携協定（日英 EPA）は、2020 年 1 月に EU を離脱した英国との、日・EU EPA に代わる新たな貿易、投資の枠組みを規定するために、同年の 6 月 9 日に両国の交渉が開始され、9 月 11 日に大筋の合意がなされた。その後、2020 年 10 月 23 日に、東京において茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との間で署名が行われ、同年の 12 月 4 日に国会の承認を得た後、2021 年の 1 月 1 日に発効に至った³⁵¹。

(b) 産業財産権の規定

本協定の第 14 章に知的財産章が設けられ、第 B 節において知的財産に関する基準が規定されており、商標、意匠、特許に関する規定の概要は以下の通りである³⁵²。

第 14 章第 B 節 知的財産に関する基準

第 2 款 商標

商標により与えられる権利（第 14・20 条）、また、商標により与えられる権利につき記述上の用語の公正な使用のような限定的例外（第 14・21 条）、侵害とみなす予備行為（第 14・22 条）、広く認識されている商標（第 14・23 条）等について規定されている。

第 4 款 意匠

³⁵⁰ 外務省「日英包括的経済連携協定（EPA）」（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecn/ie/page22_003344.html

³⁵¹ 外務省「日英包括的経済連携協定」概要（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

³⁵² 日英包括的経済連携協定（和文テキスト）「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111404.pdf>

意匠に関し、部分意匠を含む意匠の定義、複合製品の構成部品を成す製品又は組み込まれる意匠の適用要件、意匠の保護について限定的な例外を定める可能性、他の知財との適用関係、意匠権の範囲、秘密意匠、保護期間等（第 14・35 条）及び複数の意匠の出願（第 14・36 条）について規定されている。

第 6 款 特許

特許に関し、特許権の範囲、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外、単一の特許保護制度の重要性、猶予期間、先使用権、係属中の特許出願の公開等に係る実体的特許法の国際的な調和、調査及び審査の結果の相互利用等（第 14・38 条）について規定するとともに、健康に関するドーハ宣言との整合性の確保（第 14・39 条）、医薬品及び農業用の化学品に関する特許により与えられる保護期間の延長（第 14・40 条）に関し、最長の補償的保護期間を 5 年と規定されている。

(c) 不正競争の規定

第 7 款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

営業秘密の保護の範囲（第 14・41 条）、販売承認の手續における試験データの取扱い（第 14・42 条）等について規定されている。

第 9 款 不正競争

不正競争（第 14・44 条）に関し、効果的な保護、ドメイン名を不誠実な意図をもって登録し、保有する場合の救済、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護等について規定されている。

(d) 知財エンフォースメントの規定

本協定第 14 章に知的財産章が設けられ、第 C 節において権利行使が規定されており³⁵³、主な規定の概要は以下の通りである。

第 14 章第 C 節 権利行使

第 2 款 民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手續に関し、証拠保全措置（第 14・47 条）、暫定的・予防的措置（第 14・49 条）、差止命令（第 14・51 条）、損害賠償（第 14・52 条）等について規定されている。

³⁵³ 日英包括的経済連携協定（和文テキスト）「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100111404.pdf>

第3款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の手続及び救済（第14・56条）に関し、差止命令、損害賠償、秘密保持命令等について規定されている。

第4款 国境措置に係る権利行使

国境措置に係る権利行使（第14・57条）に関し、税関における知的財産侵害物品の差止申立制度、職権による水際取締り、権利者への情報提供、税関当局間の協力等について規定する。なお、第14・57条第5項において「各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する」旨規定されているが、注において「この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる」と記載され刑事上の措置が可能となっている。

(3) CPTPP³⁵⁴³⁵⁵

(a) 協定の概要

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定とは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12カ国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定である。2015年10月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016年2月、ニュージーランドで署名された。日本は2017年1月に国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報し、TPP協定を締結した。その後、2017年1月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の11カ国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2017年11月のダナンでの閣僚会合で11カ国によるTPPにつき大筋合意に至り、2018年3月、チリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定：CPTPP）」が署名された。メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7カ国が国内手続を完了した旨の通報を寄託国ニュージーランドに行っており、2018年12月30日に発効した。2021年7月、ペルーが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、9月19日に発効した³⁵⁶。

³⁵⁴ 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」（外務省ウェブサイト）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580.html

³⁵⁵ 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定」概要（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf>

³⁵⁶ 外務省「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉」（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/>

(b) 産業財産権の規定

本協定の第 18 章に知的財産章が設けられ、第 C 節、第 F 節、第 G 節において知的財産に関する基準が規定されており、商標、意匠、特許に関する規定の概要は以下の通りである³⁵⁷。

第 C 節 商標

商標として登録できる標識の種類（第 18・18 条）、団体標章及び証明標章（第 18・19 条）、同一又は類似の標識の使用（第 18・20 条）、商標により与えられる権利につき記述上の用語の公正な使用等例外を定めた限定的例外（第 18・21 条）、広く認識されている商標（第 18・22 条）、審査、異議申立て及び取消しについての手続き上の側面（第 18・23 条）、電子的な商標システム（第 18・24 条）、物品及びサービスの分類（第 18・25 条）、商標の保護期間（第 18・26 条）、使用权を記録しないこと（第 18・27 条）等について規定されている。

第 G 節 意匠

物品の一部に具体化された意匠等を保護対象と規定した意匠の保護（第 18・55 条）、国境を越えた意匠権の取得の手続きを円滑にすることの重要性（ハーグ協定のジュネーブ改正協定を締結すること）を認めた意匠制度の改善（第 18・56 条）について規定されている。

第 F 節 特許

特許を受けることができる対象事項（第 18・37 条、一部凍結）、新規性又は進歩性を判断するに当たり発明開示の一定のものを考慮に入れない特許の猶予期間（第 18・38 条）、特許によって与えられる排他的権利につき例外を認めた限定的例外（第 18・40 条）、TRIPS 協定 31 条の規定に準じた特許権者の許諾を得ていない他の使用（第 18・41 条）、最先の出願日又は優先日を有する出願に特許を与えることを定めた特許の要件（第 18・42 条）、特許出願について、出願日又は優先日から十八箇月を経過した後に公開する出願公開（第 18・44 条）、特許を与える当局の不合理的な遅延についての特許期間の調整（第 18・46 条、凍結）等について規定されている。

ただし、特許を受けることができる対象事項（第 18・37 条）の一部（2 項及び 4 項の第 2 文）と特許を与える当局の不合理的な遅延についての特許期間の調整（第 18・46 条）については、米国の不在に伴う凍結項目となっている。

³⁵⁷ 環太平洋パートナーシップ協定（和文テキスト）「環太平洋パートナーシップ協定」（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000581.html

(c) 不正競争の規定

第 C 節、第 D 節、第 I 節 不正競争

ドメイン名を不誠実な意図をもって登録し、保有する場合の救済（第 18・28 条）、物品原産地を誤認させる国名の利用を防止する要件（第 18・29 条）、TRIPPS 協定 39 条 2 の規定に従い、開示されていない情報の保護を定めた情報保護（第 18・78 条 1 項）、刑事上の手続き及び刑罰を定めた要件（第 18・78 条 2 項、3 項）等について規定されている。

(d) 知財エンフォースメントの規定

本協定第 18 章に知的財産章が設けられ、第 I 節において権利行使が規定されており³⁵⁸、主な規定の概要は以下の通りである。

第 18 章第 I 節 権利行使

民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手続に関し、差止命令（第 18・74 条 2 項）、損害賠償（第 18・74 条 3 項）、暫定措置（第 18・75 条）等について規定されている。

国境措置に係る権利行使

国境措置に係る権利行使に関し、類似商標物品もしくは著作権侵害物品の引取りを停止し、又は当該物品を留置するための申立てについて定めた要件（第 18・76 条 1 項）、類似商標物品もしくは著作権侵害物品を自由に流通させるための引取りを停止するための手続（第 18・76 条 2 項）、権限のある当局により権利者に対して提供される情報（第 18・76 条 4 項）、職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標物品における国境措置の開始（第 18・76 条 5 項）、当局が侵害している物品の廃棄を命ずる権限を有することを定めた要件（第 18・76 条 7 項）、小型貨物で送られる商業的性質の物品について定めた要件（第 18・76 条 9 項）等について規定されている。

刑事上の制裁

刑事上の制裁に関し、刑事上の手続及び刑罰（第 18・77 条）が規定されている。

³⁵⁸ 環太平洋パートナーシップ協定（和文テキスト）「環太平洋パートナーシップ協定」（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000581.html

(4) 日・EU EPA³⁵⁹³⁶⁰

(a) 協定の概要

日本・EU 経済連携協定（日・EU EPA）は、2011年3月に開催された第20回日EU定期首脳協議において、交渉の大枠を定めるスコーピング作業を開始することが合意され、2013年3月の日EU首脳電話会談において、交渉の開始が決定された。2013年4月の交渉開始から約4年をかけ計18回の交渉会合が開催された後、2017年12月に交渉妥結、2018年7月に署名され、同年12月に日EU双方の国会及び欧州議会での承認を経て、2019年2月1日に発効に至った³⁶¹。2019年11月28日には、当該協定に基づき設置された知的財産に関する専門委員会の第1回会合が開催された³⁶²。

(b) 産業財産権の規定

本協定の第14章に知的財産章が設けられ、第B節において知的財産に関する基準が規定されており、商標、意匠、特許に関する主な規定の概要は以下のとおりである³⁶³。

第14章第B節 知的財産に関する基準

第2款 商標

商標により与えられる権利（第14・18条）、記述的な用語の公正な使用に関する例外（第14・19条）、侵害とみなす予備行為（第14・20条）、周知商標（第14・21条）について規定されている。

第4款 意匠

意匠（第14・31条）に関し、意匠の保護要件（第1項）、部分意匠（第2項）、意匠の保護についての例外（第3項）、他の知財との関係（第4項）、意匠権の範囲（第5項）、秘密意匠（第6項）、保護期間（第7項）について規定されている。

第6款 特許

特許（第14・33条）に関し、特許権の範囲（第1項）、特許の排他的権利についての

³⁵⁹ 外務省「日EU経済連携協定（EPA）」について（外務省ウェブサイト）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html

³⁶⁰ 一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査 国際知財制度研究会報告書（平成30年度）」p.112-114（2019年3月）

https://www.ipjo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/30_all.pdf

³⁶¹ 外務省「日・EU経済連携協定」概要（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf>

³⁶² 外務省「合同議事録」（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000552652.pdf>

³⁶³ 日EU経済連携協定（和文テキスト）「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>

例外（第2項）、単一の特許保護制度の重要性（第3項）、猶予期間、先使用权、係属中の特許出願の公開等に係る国際的な調和への協力（第4項）、調査及び審査の結果の相互利用（第5項）について規定し、特許及び公衆の健康（第14・34条）に関し、公衆衛生に関するドーハ宣言の重要性の確認（第1,2項）、医薬品及び農業用の化学品に関する特許により与えられる保護期間の延長（第14・35条）について規定されている。

（c）不正競争の規定

第7款 営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

営業秘密の保護の範囲、公正な商習慣に反する行為の類型とその例外（第14・36条）、販売承認の手続における試験データの取扱い（第14・37条）について規定されている。

第9款 不正競争

不正競争（第14・39条）に関し、効果的な保護（第1項）、ccTLDドメインネームを不誠実な意図をもって登録し、保有する場合の救済（第2項）、商標の許諾を得ない使用からの効果的な保護（第3項）について規定されている。

（d）知財エンフォースメントの規定

本協定第14章に知的財産章が設けられ、第C節において権利行使が規定されており、主な規定の概要は以下のとおりであるが、刑事措置についての規定は含まれていない。

第14章第C節 権利行使

第1款 一般規定

エンフォースメント一般について、比例原則（第14・40条第2項）、権利者の定義（第14・41条）等について規定されている。

第2款 民事上の救済に係る権利行使

知的財産侵害に対する民事上の救済手続に関し、証拠保全措置（第14・42条）、情報提出命令（第14・43条）、暫定的・予防的措置（第14・44条）、侵害品の破棄又は処分命令権限（第14・45条）、差止命令（第14・46条）、損害賠償（第14・47条）、訴訟費用（第14・48条）、権利者等の推定（第14・49条）について規定されている。

第3款 営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使

営業上の秘密の不正使用に対する民事上の救済及び手続（第14・50条）に関し、民事上の救済（第1項）、秘密保持命令（第2項）、差止命令、損害賠償、訴訟手続で開示された秘密の保持、秘密保持命令違反への罰則（第3項）、民事上の救済適用の例外（第4項）について規定されている。

第4款 国境措置に係る権利行使

国境措置に係る権利行使（第14・51条）に関し、税関における知的財産侵害物品の差止申立制度（第1項）、申立の電子申請システム（第2項）、申立の受理期間（第3項）、複数貨物に対する申立（第4項）、職権差止（第5項）、権利者への情報提供（第7項）、侵害品の破棄命令権限（第8項）、費用（第9項）、消尽及び小規模貨物（第10項）、税関当局間の協力（第12項）等について規定する。なお、第14・51条第5項において「各締約国の税関当局は、輸入され、又は輸出される物品に関し、侵害の疑いのある物品の解放を停止し、又はこれを留置するために自国の関税領域において職権により行動する権限を有する」旨規定されているが、注において「この5の規定の適用上、日本国は、侵害物品の保税運送又は積替えの場合に適用される刑罰を定めることができる」と記載され刑事上の措置が可能となっている。

3. 各RTAにおける産業財産権と知財エンフォースメント等の特徴

上記4のRTAにおける産業財産権と知財エンフォースメント等の規定について特徴を抽出し分析した内容を、以下にRTAごとに示す。

(1) RCEP³⁶⁴

産業財産権：

手続の簡素化・透明化の観点から、国際協定（特許協力条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定）を批准、又は加入することが規定した（第11・9条）。商標出願手続の簡素化・透明化のため、「商標の処理、登録、及び維持のための電子的な出願のシステム」、「商標の出願及び登録に関する公にアクセス可能なオンラインの電子データベース」を提供することを規定（第11・22条）、商標の一出願多区分制度の導入を規定した（第11・28条）。特許出願について、その出願日又は優先日が主張される場合には、最先の優先日から18か月を経過した後、速やかに公開することを規定した（第11・44条）。悪意で行われた商標出願を拒絶・取消する権限を規定した（第11・27条）。また、周知商標であると決定するための条件として、自国又は多国で商標として登録されていることを要求してはならないことを規定した（第11・26条）。商標について、音商標が保護の対象となることを規定した（第11・19条）。また、意匠について、各締約国が、「物品の一部に具現化された意匠」、「物品の全体としての関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠」のいずれかのものが意匠としての保護対象となることを確認することを規定した（第11・49条）。各締約国が、インターネットにおいて公衆に利用可能とされた情報が特許における先行技術、及び意匠における先行意匠の一部を構成し得ることを認識するこ

³⁶⁴ 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における産業財産権分野の概要（特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/rcep.html>

とを規定した（第 11・45 条、第 11・50 条）。

知財エンフォースメント：

当局による損害賠償の支払い命令権限（第 11・60 条）があり、民事上の司法手続において司法当局が、知的財産権の侵害行為から生じた損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価を考慮し、侵害者に対し損害賠償を支払うよう命じる権限を有することを規定した。

著作権侵害物品及び不正商標商品に対して、権限のある当局が廃棄命令権限を有すること（第 11・72 条）、及び職権で輸入を差し止めることができる手続を採用又は維持すること（第 11・69 条）について規定した。

（2）日英 EPA³⁶⁵

日 EU 経済連携協定（以下、「日・EU EPA」という。）の規定をベースとしつつ、更に効果的に知的財産を保護し、利用の促進を図るべく、日・EU EPA よりも高いレベルの規定を導入した。

産業財産権：

両国が締結済みである国際協定に定める義務を履行することについての約束を確認するとの規定において、日・EU EPA において規定される国際協定に加え、特許法条約、商標法条約、商標法に関するシンガポール条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、及び標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニス協定が含まれることを規定した（第 14・3 条）。

一の願書によって二以上の意匠の登録出願を認める複数意匠一括出願制度を導入する義務について新たに規定した（第 14・36 条）。商標の登録の出願が悪意で行われた場合に当該商標出願を拒絶する又は当該登録を取消する権限を自国の権限のある当局に与える義務について、新たに規定した。また、当該規定において、他者の外国周知商標と同一又は類似の商標出願も、悪意の商標出願と判断された場合には拒絶・取消されることを明確化した（第 14・24 条）。日・EU EPA に規定される特許・意匠の排他的権利に加え、特許の排他的権利に「輸出」（第 14・38 条）、意匠の排他的権利に「販売の申出」（第 14・35 条）が含まれることを規定した。また、意匠権の存続期間について、日・EU EPA では「少なくとも 20 年」との規定であったところ、「出願日から 25 年の期間が満了する前に終了しない」ことを規定した（第 14・35 条）。

知財エンフォースメント：

³⁶⁵ 日英包括的経済連携協定における産業財産権分野の概要（特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/uk.html>

商標を付した模倣ラベル等とノーブランド商品を別々に製造・管理し、販売時にノーブランド商品に模倣ラベル等を貼付することでブランド商品の模倣品とするなどといった目的でのラベル等の使用や輸入を刑事上の制裁の対象とすることについて新たに規定した（第 14・58 条）。インターネットウェブサイト上での著作権侵害や、電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上及び刑事上の権利行使手続の対象とすることについて新たに規定した（第 14・59 条）。

（3）CPTPP³⁶⁶

産業財産権：

国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書又は商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るためのシンガポール商標法条約を締結することを規定した（第 18・7 条）。特許出願の出願日又は優先権が主張される場合には、最先の優先日から 18 か月を経過した後速やかに公開するよう努めることを規定した（第 18・44 条）。特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み、第 18・53 条）を定めることを規定した。特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その者が公表日から 12 か月以内にした特許出願に係る発明は、その公表によって新規性等が否定されないとすることを規定した（第 18・38 条）。

知財エンフォースメント：

商標の不正使用及び著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設けることを規定した（第 18・74 条）。商標権又は著作権及び関連する権利を侵害する疑いのある輸入、輸出、若しくは領域を通過する物品について、権限のある当局が職権により差止め等の国境措置を行う権限を付与することを規定した（第 18・76 条）。営業秘密の不正取得、商標を侵害しているラベルやパッケージの使用、映画の盗撮に対する刑事罰を義務化することを規定した（第 18・78 条等）。故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作権の違法な複製等を非親告罪とすることを規定した（ただし、著作物等を市場において利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる）（第 18・77 条）。

（4）日・EU EPA³⁶⁷

産業財産権：

国際的な商標の一括出願を規定した標章の国際登録を定めるマドリッド協定議定書を締結することを規定するとともに、商標出願手続の国際的な制度調和と簡略化を図るため

³⁶⁶ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定における産業財産権分野の概要（特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/tpp.html>

³⁶⁷ 日 EU 経済連携協定における産業財産権分野の概要（特許庁ウェブサイト）
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/eu.html>

のシンガポール商標法条約の締結に向けた合理的な努力を払うことを規定した（第 14・3 条）。特許期間延長制度（販売承認の手續の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度、第 14・35 条）、新薬のデータ保護期間を 6 年以上とすることの義務化（第 14・37 条）を定めることを規定した。商品の形態の模倣行為（デッドコピー）に対して法的救済手段を設けることを規定した（第 14・32 条）。

知財エンフォースメント：

知的財産権全般についての民事上の救済を規定した。具体的には、侵害者利益を考慮した損害賠償額の算出（第 14・47 条）、証拠を保全するための措置（第 14・42 条）、暫定措置及び予防措置（第 14・44 条）、差止命令（第 14・46 条）等について規定した。知的財産権全般についての国境措置を規定した。具体的には、輸入又は輸出される物品に関する職権差止権限を税関当局に付与することや、侵害品の破棄命令権限を当局に付与すること等について規定した（第 14・51 条）。

4. 上記 RTA の産業財産権、不正競争と知財エンフォースメントに関する規定の比較等

上記 3. の各 RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメントに関する規定について、RCEP と CPTPP、日・EU EPA と日英 EPA とを比較することにより、その特徴を抽出・検討した内容を以下に示す。

(1) RCEP と CPTPP の比較

RCEP と CPTPP の条文比較表を下に示す。

CPTPP 項目	CPTPP 条文	RCEP 条文	RCEP 項目
(一般規定) 定義	18・1	11・2	(一般規定及び基本原則) 知的財産の範囲
(一般規定) 目的	18・2	11・1(2)	(一般規定及び基本原則) 目的
		11・3	(一般規定及び基本原則) 他の協定との関係
(一般規定) 原則	18・3	11・4	(一般規定及び基本原則) 原則
(一般規定) この章に関する了解	18・4	11・1(1)	(一般規定及び基本原則) 目的
(一般規定) 義務の性質及び範囲	18・5	11・5	(一般規定及び基本原則) 義務
(一般規定) 公衆の健康についての特定の措置に関する了解	18・6	11・8	(一般規定及び基本原則) 貿易関連知的所有権及び公衆の健康

(一般規定) 国際協定	18・7	11・9	(一般規定及び基本原則) 多国間協定
(一般規定) 内国民待遇	18・8	11・7	(一般規定及び基本原則) 内国民待遇
(一般規定) 透明性	18・9	11・77	(透明性) 透明性
(一般規定) 既存の対象事項及び過去の行為についてのこの章の規定の運用	18・10		
(一般規定) 知的財産の消尽	18・11	11・6	(一般規定及び基本原則) 知的財産権の消尽
(協力) 協力のための連絡部局	18・12		
(協力) 協力活動及び協力に係る自発的活動	18・13		
(協力) 特許に関する協力及び作業の共有	18・14	11・76	(協力及び協議) 協力及び対話
(協力) 公共の領域 (パブリックドメイン)	18・15		
(協力) 伝統的な知識の分野における協力	18・16	11・53	(遺伝資源) 遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承
(協力) 要請に基づく協力	18・17		
		11・76	(協力及び協議) 協力及び対話
(商標) 商標として登録することができる標識の種類	18・18	11・19	(商標) 商標の保護
(商標) 団体標章及び証明標章	18・19	11・20 11・25	(商標) 団体標章及び証明標章の保護 (商標) 地理的表示に先行する商標の保護
(商標) 同一又は類似の標章の使用	18・20	11・23	(商標) 与えられる権利
(商標) 例外	18・21	11・24	(商標) 例外
(商標) 広く認識されている商標	18・22	11・26	(商標) 広く認識されている商標の保護
		11・27	(商標) 悪意による商標
		11・28	(商標) 二以上の商品又はサービスに関する単一の出願
(商標) 審査、異議申立て及び取消しについての手続き上の側面	18・23	11・22(1)	(商標) 商標の登録及び出願
(商標) 電子的な商標のシステム	18・24	11・22(2)	(商標) 商標の登録及び出願
(商標) 物品及びサービスの分類	18・25	11・21	(商標) 商標分類制度
(商標) 商標の保護期間	18・26		
(商標) 使用权を記録しないこと	18・27		

(商標) ドメイン名	18・28	11・55	(不正競争) ドメイン名
(国名) 国名	18・29	11・57	(国名) 国名
(地理的表示) 地理的表示の認定	18・30	11・29	(地理的表示) 地理的表示の保護
(地理的表示) 地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続	18・31	11・30	(地理的表示) 地理的表示の保護のための国内の行政上の手続
(地理的表示) 異議申立て及び取消しの根拠	18・32	11・31(1,2,4)	(地理的表示) 異議申立て及び取消しの根拠
(地理的表示) 日常の言語の中で通例として用いられている用語であるかどうかを決定するための指針	18・33	11・31(3)	(地理的表示) 異議申立て及び取消しの根拠
(地理的表示) 複数の要素から構成される用語	18・34	11・32	(地理的表示) 複数の要素から構成される用語
(地理的表示) 地理的表示の保護の日	18・35	11・33	(地理的表示) 地理的表示の保護の日
(地理的表示) 国際協定	18・36	11・34, 11・35	(地理的表示) 国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定 (地理的表示) 妥結された国際協定に基づく地理的表示の保護又は認定
(一般的な特許) 特許を受けることができる対象事項	18・37 (一部凍結)	11・36	(特許) 特許を受けることができる対象事項
(一般的な特許) 猶予期間	18・38	11・42	(特許) 特許の猶予期間
(一般的な特許) 特許の取消し	18・39	11・41	(特許) 審査及び登録の手続上の側面
		11・37	(特許) 与えられる権利
(一般的な特許) 例外	18・40	11・38	(特許) 与えられる権利の例外
(一般的な特許) 特許権者の許諾を得ていない他の使用	18・41	11・39	(特許) 特許権者の許諾を得ていない他の使用
		11・40	(特許) 特許の試験目的の使用
(一般的な特許) 特許の出願	18・42		
		11・43	(特許) 電子的な特許出願のシステム
(一般的な特許) 補正、補充及び意見	18・43		
(一般的な特許) 特許出願の公開	18・44	11・44	(特許) 18 か月後の公開
(一般的な特許) 公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報	18・45		
(一般的な特許) 特許を与える	18・46 (凍)		

当局の不合理な遅延についての特許期間の調整	結)		
		11・45	(特許) 先行技術としての情報 (インターネットにおいて公に利用可能とされたもの)
		11・46	(特許) 迅速な審査
		11・47	(特許) 国際特許分類制度の導入
		11・48	(特許) 植物の新品種の保護
(農業用の化学品に関する措置) 農業用の化学品についての開示されていない試験データその他のデータの保護	18・47		
(医薬品に関する措置) 不合理な短縮についての特許期間の調整	18・48 (凍結)		
(医薬品に関する措置) 規制上の審査に関する例外	18・49		
(医薬品に関する措置) 開示されていない試験データその他のデータの保護	18・50 (凍結)		
(医薬品に関する措置) 生物製剤	18・51 (凍結)		
(医薬品に関する措置) 新規の医薬品の定義	18・52		
(医薬品に関する措置) 特定の医薬品に関する措置	18・53		
(医薬品に関する措置) 保護期間の変更	18・54		
(意匠) 保護	18・55	11・49	(意匠) 意匠の保護
(意匠) 意匠の制度の改善	18・56		
		11・50	(意匠) 先行意匠としての情報 (インターネットにおいて公に利用可能とされたもの)
		11・51	(意匠) 意匠の登録又は付与及び出願
		11・52	(意匠) 意匠の国際分類制度の導入
(著作権及び関連する権利) 定義	18・57		
(著作権及び関連する権利) 複製権	18・58	11・10(3)	(一般規定及び基本原則) 著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利
(著作権及び関連する権利) 公衆への伝達権	18・59	11・10(2)	(一般規定及び基本原則) 著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利

(著作権及び関連する権利) 譲渡権	18・60	11・10(1)	(一般規定及び基本原則) 著作者、実演家及びレコード製作者の排他的権利
		11・11	(一般規定及び基本原則) 放送に関する報酬請求権
(著作権及び関連する権利) 序列を設けないこと	18・61		
(著作権及び関連する権利) 関連する権利	18・62		
(著作権及び関連する権利) 著作権及び関連する権利の保護期間	18・63 (凍結)		
(著作権及び関連する権利) ベルヌ条約第 18 条の規定及び貿易関連知的所有権協定第 14 条 6 の規定の適用	18・64		
		11・11	(一般規定及び基本原則) 放送に関する報酬請求権
(著作権及び関連する権利) 制限及び例外	18・65	11・18 (1,2)	(一般規定及び基本原則) 制限及び例外
(著作権及び関連する権利) 著作権及び関連する権利の制度における均衡	18・66	11・18(3)	(一般規定及び基本原則) 制限及び例外
(著作権及び関連する権利) 契約に基づく移転	18・67		
(著作権及び関連する権利) 技術的保護手段	18・68 (凍結)	11・14 11・16	(一般規定及び基本原則) 効果的な技術的手段の回避 (一般規定及び基本原則) 技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外
(著作権及び関連する権利) 権利管理情報	18・69 (凍結)	11・15 11・16	(一般規定及び基本原則) 電磁的な権利管理情報の保護 (一般規定及び基本原則) 技術的手段及び権利管理情報の保護及び救済に対する制限及び例外
(著作権及び関連する権利) 集中管理	18・70	11・13	(一般規定及び基本原則) 集中管理を行う団体
(権利行使) 一般的義務	18・71	11・58(1-4) 11・75	(知的財産権の行使、一般的義務) 一般的義務 (知的財産権の行使、デジタル環境における権利行使) デジタル環境における侵害に対する効果的な措置
(権利行使) 推定	18・72	11・58(5)	(知的財産権の行使、一般的

			義務) 一般的義務
(権利行使) 知的財産権に関する権利行使の実務	18・73		
(権利行使) 民事及び行政上の 手続及び救済措置	18・74	11・59 11・60 11・61 11・62 11・63	(知的財産権の行使、民事上の救済) 公平かつ衡平な手続 (知的財産権の行使、民事上の救済) 損害賠償 (知的財産権の行使、民事上の救済) 訴訟の費用 (知的財産権の行使、民事上の救済) 侵害物品並びに材料及び道具の廃棄 (知的財産権の行使、民事上の救済) 民事上の司法手続における秘密の情報
(権利行使) 暫定措置	18・75	11・64	(知的財産権の行使、民事上の救済) 暫定措置
(権利行使) 国境措置に関する 特別の要件	18・76	11・65 11・67 11・68 11・69 11・70 11・71 11・72 11・73	(知的財産権の行使、国境措置) 権利者の申立てによる著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止 (知的財産権の行使、国境措置) 担保又は同様の保証 (知的財産権の行使、国境措置) 権限のある当局により権利者に対して提供される情報 (知的財産権の行使、国境措置) 職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止 (知的財産権の行使、国境措置) 職権による行為の際に権利者により権限のある当局に対して提供される情報 (知的財産権の行使、国境措置) 権限のある当局による合理的な期間内における侵害の認定 (知的財産権の行使、国境措置) 権限のある当局に(知的財産権の行使、国境措置)費用
		11・66	(知的財産権の行使、国境措

			置) 停止または留置の申立て
(権利行使) 刑事上の手続及び刑罰	18・77	11・74	(知的財産権の行使、刑事上の制裁) 刑事上の手続及び刑罰
(権利行使) 営業上の秘密	18・78	11・54 11・56	(不正競争) 不正競争からの効果的な保護 (不正競争) 開示されていない情報の保護
(権利行使) 衛星放送用及びケーブル放送用の暗号化された番組伝達信号の保護	18・79 (凍結)	11・12	(一般規定及び基本原則) 放送機関及び衛星放送用の暗号化された番組伝達信号の保護
(権利行使) ソフトウェアの政府による使用	18・80	11・17	(一般規定及び基本原則) ソフトウェアの政府による使用
(インターネット・サービス・プロバイダ) 定義	18・81		
(インターネット・サービス・プロバイダ) 法的な救済措置及び免責	18・82 (凍結)		
(最終規定) 最終規定	18・83		
		11・78	(経過期間及び技術援助) 貿易関連知的所有権協定に基づく後発開発途上締約国のための経過期間
		11・79	(経過期間及び技術援助) 締約国別の経過期間
		11・80	(経過期間及び技術援助) 締約国別の経過期間に関する通報
		11・81	(経過期間及び技術援助) 技術援助
		11・82	(手続事項) 知的財産権の運用のための手続の改善
		11・83	(手続事項) 書類に係る手続上の要件の簡素化

CPTPP の意義として以下の紹介がある³⁶⁸。

- ・参加国間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、幅広い分野で新たなルールを構築する。
- ・海外の成長市場を取り込み、我が国の未来投資戦略に寄与する。

³⁶⁸ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (外務省ウェブサイト)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000022863.pdf>

・世界で保護主義的傾向が強まる中、自由で公正な 21 世紀型のルールを作っていく上で重要な一歩であり、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになる。

また、RCEP の意義として以下の紹介がある³⁶⁹。

・本協定は、世界の GDP、貿易総額及び人口の約 3 割、我が国の貿易総額のうち約 5 割を占める地域の経済連携協定。

・地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

このように CPTPP は、幅広い分野で新たなルールを構築することを目的としており、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになることを狙っている一方で、RCEP は、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備することを目的としている。両者の性格を反映して、以下のように RCEP と比較し、総じて CPTPP の方がより幅広い項目についてより高い水準のルールを定めていると言える。具体的には以下のとおりである。

商標に関し、RCEP には、CPTPP に規定されていない条項として、「悪意による商標」(RCEP 第 11・27 条)、「二以上の商品又はサービスに関する単一の出願」(RCEP 第 11・27 条)が規定されているが、CPTPP にある「商標の保護期間」(CPTPP 第 18・26 条)及び「使用権を記載しないこと」(CPTPP 第 18・27 条)の規定はない。

特許に関し、RCEP には、CPTPP で規定された「農業用の化学品に関する措置」(CPTPP 第 B 款)及び「医薬品に関する措置」(第 C 款)に関する条項が全て存在しない。

また、CPTPP ではグレースピリオドとして 12 月と規定しているが(CPTPP 第 18・38 条)、RCEP では「発明の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する」として期間を特定していない(RCEP 第 11・42 条)。

さらに、RCEP には、CPTPP に規定されていない条項として、「与えられる権利」(RCEP 第 11・37 条)、「特許の試験目的の使用」(RCEP 第 11・40 条)、「先行技術としての情報」(RCEP 第 11・45 条)、「迅速な審査」(RCEP 第 11・46 条)、「国際特許分類制度の導入」(RCEP 第 11・47 条)、「植物の新品種の保護」(RCEP 第 11・48 条)が規定されているが、先願主義を規定した「特許の出願」(CPTPP 第 18・42 条)、特許出願の調査・審査結果の公衆利用を規定した「公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報」(CPTPP 第 18・45 条)の規定はない。

知財エンフォースメントに関し、RCEP には、CPTPP に規定されていない条項として、停

³⁶⁹ 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定 (令和 3 年 11 月 外務省、財務省、農林水産省、経済産業省) (外務省ウェブサイト)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000231134.pdf>

止又は留置に関する受理された申立てが適切な期間効力を有することを定める「停止または留置の申立て」（RCEP第11・66条）が規定されているが、知的財産権の行使に関する最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定に関する「知的財産権に関する権利行使の実務」（CPTPP第18・73条）の規定はない。また、CPTPPでは刑罰の対象として「各締約国は、故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業規模の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。」（CPTPP第18・77条(2)）と規定されているが、RCEPでは、第11・74条(1)において「各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であつて、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。（注）この条の規定の適用上、この1の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。」としつつも、第11・74条(2)においては「各締約国は、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業規模の輸入を1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。」と「輸入」のみに言及している。さらに、CPTPPでは「不正ラベル・不正包装の故意の輸入・使用に関する刑事罰」（CPTPP第18・77条(3)）が規定されているが、RCEPにはこの規定はない。

さらに詳細には、以下のとおりである。

(a) 産業財産権関連の規定について

CPTPP では多くの協定の批准・加盟が義務付けられたが（CPTPP 第 18・7 条）、RCEP ではその強制力は多少緩和されたものの、国際的な統一・統合に向けた流れは明確に規定されている（RCEP 第 11・9 条）。

CPTPP:

〔締結したことを確認〕

特許協力条約、パリ条約、ベルヌ条約

〔協定発効までに締結する義務〕

マドリッド条約、ブタペスト条約、シンガポール条約、UPOV1991 条約、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約

RCEP:

〔批准・加入する義務〕

特許協力条約、パリ条約、ベルヌ条約、マドリッド条約、WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約、マラケシュ協定

〔批准・加入に努める〕

ブタペスト条約、

〔批准・加入のため、他の締約国に協力を求めることができる〕

シンガポール条約、UPOV1991 条約、ハーグ協定のジュネーブ改正協定、ローマ条約

「知的財産権の消尽」（CPTPP 第 18・11 条、RCEP 第 11・6 条）、「内国民待遇」については同様な規定がなされている。

①商標：

CPTPP では商標の登録対象について、視認性を要件としてはならないことを定め、さらに、音の商標登録を認めることを義務づけている（CPTPP 第 18・18 条）。RCEP でも CPTPP 同様、音の商標の登録を認めることを義務づけている（RCEP 第 11・19 条）。CPTPP には音の商標以外にも匂いの商標も登録対象にすることが努力義務として規定されるが、RCEP には匂いの商標に関する規定はない。

「団体標章及び証明標章」（CPTPP 第 18・19 条、RCEP 第 11・20 条、RCEP 第 11・25 条）、「同一または類似の商標の使用」（CPTPP 第 18・20 条、RCEP 第 11・23 条）、「例外」（CPTPP 第 18・21 条、RCEP 第 11・24 条）、「広く認識されている商標」（CPTPP 第 18・22 条、RCEP 第 11・26 条）、「審査、異議申立て及び取消しについて」（CPTPP 第 18・23 条、RCEP 第 11・22 条）、「電子的な商標のシステム」（CPTPP 第 18・24 条、RCEP 第 11・22 条）、「物品及びサービスの分類」（CPTPP 第 18・25 条、RCEP 第 11・21 条）、「ドメイン名」（CPTPP 第 18・28 条、RCEP 第 11・55 条）については同様な規定がなされている。

CPTPP に規定されているが、RCEP に規定されていない条項として、「商標の保護期間」（CPTPP 第 18・26 条）及び「使用権を記載しないこと」（CPTPP 第 18・27 条）がある。

また、RCEP に規定されているが、CPTPP に規定されていない条項として、「悪意による商標」（RCEP 第 11・27 条）、「二以上の商品又はサービスに関する単一の出願」（RCEP 第 11・27 条）がある。

（国名、地理的表示）

「国名」（CPTPP 第 18・29 条、RCEP 第 11・57 条）、「地理的表示」（CPTPP 第 18・30-36 条、RCEP 第 11・29-35 条）については同様な規定がなされている。

②意匠：

「保護」（CPTPP 第 18・55 条、RCEP 第 11・49 条）については同様な規定がなされている。

CPTPP で「意匠の制度の改善」（CPTPP 第 18・56 条）として規定した事項を RCEP では「先行意匠としての情報（インターネットにおいて公に利用可能とされたもの）」（RCEP 第 11・50 条）、「意匠の登録又は付与及び出願」（RCEP 第 11・51 条）、「意匠の国際分類制度の導入」（RCEP 第 11・52 条）と具体的に規定している。

③特許：

CPTPP ではグレースピリオドとして 12 月と規定しているが（CPTPP 第 18・38 条）、RCEP では「発明の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間

が有益であることを認識する」として期間を特定していない（RCEP 第 11・42 条）。

「特許を受けることができる対象事項」（CPTPP 第 18・37 条、RCEP 第 11・36 条）、
「特許の取消し」（CPTPP 第 18・39 条、RCEP 第 11・41 条）、「例外」（CPTPP 第 18・40 条、RCEP 第 11・38 条）、「特許権者の許諾を得ていない他の使用」（CPTPP 第 18・41 条、RCEP 第 11・39 条）、「補正、補充及び意見」（CPTPP 第 18・43 条、RCEP 第 11・41 条）、「特許出願の公開」（CPTPP 第 18・44 条、RCEP 第 11・44 条）については同様な規定がなされている。

CPTPP に規定されているが、RCEP に規定されていない条項として、先願主義を規定した「特許の出願」（CPTPP 第 18・42 条）、特許出願の調査・審査結果の公衆利用を規定した「公開された特許出願及び与えられた特許に関する情報」（CPTPP 第 18・45 条）がある。

また、RCEP に規定されているが、CPTPP に規定されていない条項として、「与えられる権利」（RCEP 第 11・37 条）、「特許の試験目的の使用」（RCEP 第 11・40 条）、先行技術としての情報（RCEP 第 11・45 条）、迅速な審査（RCEP 第 11・46 条）、国際特許分類制度の導入（RCEP 第 11・47 条）、植物の新品種の保護（RCEP 第 11・48 条）がある。

（b）営業秘密関連の規定について

「営業上の秘密」（CPTPP 第 18・78 条、RCEP 第 11・54 条、RCEP 第 11・56 条）については同様な規定がなされている。

（c）知財エンフォースメントに関する規定について

「一般的義務」（CPTPP 第 18・71 条、RCEP 第 11・58 条、RCEP 第 11・75 条）、「推定」（CPTPP 第 18・72 条、RCEP 第 11・58 条）、「民事及び行政上の手続及び救済措置」（CPTPP 第 18・74 条、RCEP 第 11・59-63 条）、「暫定措置」（CPTPP 第 18・75 条、RCEP 第 11・64 条）、「国境措置に関する特別の要件」（CPTPP 第 18・76 条、RCEP 第 11・65 条、RCEP 第 11・67-73 条）については同様な規定がなされている。

CPTPP に規定されているが、RCEP に規定されていない条項として、「知的財産権に関する権利行使の実務」（CPTPP 第 18・73 条）がある。また、CPTPP では刑罰の対象として「各締約国は、故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業規模の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。」（CPTPP 第 18・77 条(2)）と規定されているが、RCEP では、第 11・74 条(1)において「各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について適用されるものを定める。（注）この条の規定の適用上、この 1 の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを

妨げるものではない。」としつつも、第 11・74 条(2)においては「各締約国は、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業規模の輸入を 1 に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。」と「輸入」のみに言及している。さらに、CPTPP では「不正ラベル・不正包装の故意の輸入・使用に関する刑事罰」（CPTPP 第 18・77 条(3)）が規定されているが、RCEP にはこの規定はない。

また、RCEP に規定されているが、CPTPP に規定されていない条項として、停止又は留置に関する受理された申立てが適切な期間効力を有することを定める「停止または留置の申立て」（RCEP 第 11・66 条）の条項がある。

(2) 日・EU EPA と日英 EPA の比較³⁷⁰

日・EU EPA と日英 EPA の条文比較表を下に示す。

日・EU EPA 条文	項目	日英 EPA 条文
14・1	(一般規定) 冒頭の規定	14・1
14・2	(一般規定) 合意された原則	14・2
14・3	(一般規定) 国際協定 (注 1)	14・3
14・4	(一般規定) 内国民待遇	14・4
14・5	(一般規定) 最恵国待遇	14・5
14・6	(一般規定) 手続事項及び透明性	14・6
14・7	(一般規定) 知的財産の保護についての啓発の促進	14・7
14・8	(著作権) 著作者	14・8
14・9	(著作権) 実演家	14・9
14・10	(著作権) レコード製作者	14・10
14・11	(著作権) 放送機関	14・11
14・12	(著作権) レコードの利用	14・12
14・13	(著作権) 保護期間	14・13
14・14	(著作権) 制限及び例外	14・14
14・15	(著作権) 美術の著作物に関する著作者の追求権	14・15
14・16	(著作権) 集中管理	14・16
14・17	(著作権) 既存の対象事項の保護	14・17
14・18	(商標) 商標により与えられる権利	14・20
14・19	(商標) 例外	14・21
14・20	(商標) 侵害とみなす予備行為	14・22
14・21	(商標) 広く認識されている商標 (注 2)	14・23
14・22	(地理的表示) 適用範囲	14・26
14・23	(地理的表示) 地理的表示の保護に関する制度	14・27
14・24	(地理的表示) 地理的表示の表	14・28
14・25	(地理的表示) 地理的表示の保護の範囲	14・29
14・26	(地理的表示) 地理的表示の使用の範囲	14・30

³⁷⁰ 2021 年版不正貿易報告書 第 III 部 経済連携協定・投資協定 第 4 章 知的財産 (経済産業省ウェブサイト)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_03_04.pdf

14・27	(地理的表示) 商標との関係	14・31
14・28	(地理的表示) 保護の執行	14・32
14・29	(地理的表示) 例外	14・33
14・30	(地理的表示) 地理的表示の表の改正 (注3)	14・34
14・31	(意匠) 意匠 (注4)	14・35
14・32	(商品の登録されていない概観) 商品の登録されていない概観	14・37
14・33	(特許) 特許 (注5)	14・38
14・34	(特許) 特許及び公衆の健康	14・39
14・35	(特許) 医薬品及び農業用の化学品に関する特許により与えられる保護期間の延長	14・40
14・36	(営業秘密) 営業秘密の保護の範囲	14・41
14・37	(営業秘密) 販売承認の手続における試験データの取扱い	14・42
14・38	(植物の新品種) 植物の新品種	14・43
14・39	(不正競争) 不正競争	14・44
14・40	(権利行使・一般規定) 権利行使に関する一般規定	14・45
14・41	(権利行使・一般規定) 権利を有する申立人	14・46
14・42	(民事上の救済) 証拠を保全するための措置	14・47
14・43	(民事上の救済) 情報に関する権利	14・48
14・44	(民事上の救済) 暫定措置及び予防措置	14・49
14・45	(民事上の救済) 是正措置	14・50
14・46	(民事上の救済) 差止命令	14・51
14・47	(民事上の救済) 損害賠償	14・52
14・48	(民事上の救済) 費用	14・53
14・49	(民事上の救済) 著作者又は所有者の推定	14・54
14・50	(権利行使・営業秘密) 民事上の手続及び救済	14・56
14・51	(権利行使・国境措置) 国境措置に係る権利行使	14・57
14・52	(協力) 協力	14・60
14・53	(協力) 知的財産に関する専門委員会	14・61
14・54	(協力) 安全保障のための例外	14・62
14・55	(協力) 紛争解決	14・63

(注1) 「国際協定」：日英 EPA で、日・EU EPA から「両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に定める義務を履行することについての約束を確認する」国際協定を拡大し、「批准又は加入するためにあらゆる合理的な努力を払う」条約を縮小することを規定した。

(注2) 「広く認識されている商標」：日英 EPA の第2項で、商標が広く認識されている商標であることを決定するための条件として、「当該商標が、当該締約国若しくは他の国において登録されていること、広く認識されている商標の一覧表に含まれていること又は広く認識されている商標として先行して認定されていることを要求してはならない。」と規定した。

(注3) 「地理的表示の表の改正」：日英 EPA の第5項で、協議開始を規定した。

(注4) 「意匠」：日英 EPA で意匠の排他的権利として「販売の申し出」を追加し、保護

期間を「出願から 25 年が満了する前に終了しない」と延長した。

(注 5) 「特許」：日英 EPA では特許の排他的権利に「輸出」が含まれることを規定した。

日・EU EPA の意義として以下の紹介がある³⁷¹。

- ・本協定はアベノミクスの成長戦略の重要な柱（総理施政方針演説等）。
- ・日本の実質 GDP を約 1%押し上げ、雇用は約 0.5%増加の見込み。
- ・自由で公正なルールに基づく、21 世紀の経済秩序のモデル（国有企業、知的財産、規制協力等）。
- ・世界の GDO の約 1/4、世界貿易の約 1/3 を占める世界最大級の自由な先進経済圏。

また、日英 EPA の意義として以下の紹介がある³⁷²。

- ・本協定の締結により、日・EU EPA の下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性を確保。高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資のさらなる促進につながる。
- ・新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信。
- ・本協定は、良好な日英関係を更に強化していくための重要な基盤。

このような両者の性格を反映し、①日・EU EPA に含まれている項目はすべて日英 EPA に含まれている。さらに、②新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信するとともに、良好な日英関係を更に強化していく観点から、日・EU EPA にはない以下の項目をさらに規定している。具体的には、日・EU EPA にはないが、日英 EPA には含まれる項目として、以下の 8 条項がある。また、項目は同じだが、規定されている内容に相違があるものとして前記の（注 1）から（注 5）がある。

第 B 節 知的財産に関する基準

日英 EPA 第 14・18 条「技術的保護手段」（第 1 款 著作権及び関連する権利）

日英 EPA 第 14・19 条「権利管理情報」（第 1 款 著作権及び関連する権利）

日英 EPA 第 14・24 条「悪意による商標」（第 2 款 商標）

日英 EPA 第 14・36 条「複数の意匠の出願」（第 4 款 意匠）

第 C 節 権利行使

日英 EPA 第 14・55 条「司法手続きの利用の機会」（第 2 款 民事上の救済に係る権利行使）

日英 EPA 第 14・58 条「刑事上の手続及び刑罰」（第 5 款 刑事上の制裁に係る権利

³⁷¹ 日・EU 経済連携協定（令和 3 年 7 月 外務省）（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000415752.pdf>

³⁷² 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）（令和 3 年外務省）（外務省ウェブサイト）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

行使)

日英 EPA 第 14・59 条「デジタル環境における権利行使」 (第 6 款 デジタル環境における権利行使)

さらに詳細には、以下のとおりである。

(a) 産業財産権関連の規定について

国際協定に関し、日英 EPA においては、日・EU EPA において規定される国際協定に加え、特許法条約、商標法条約、商標法に関するシンガポール条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、及び標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定が含まれることを規定した (日英 EPA 第 14・3 条)。

①商標について

日英 EPA においては、商標の登録の出願が悪意で行われた場合に当該商標出願を拒絶する又は当該登録を取り消す権限を自国の権限のある当局に与える義務について、新たに規定した。また、当該規定において、他者の外国周知商標と同一又は類似の商標出願も、悪意で行われた商標出願と判断された場合には拒絶・取消されることを明確化した (日英 EPA 第 14・24 条)。

②意匠について

日英 EPA においては、一の願書によって二以上の意匠の登録出願を認める複数意匠一括出願制度を導入する義務について新たに規定した (日英 EPA 第 14・36 条)。

日・EU EPA に規定される意匠の排他的権利に加え、日英 EPA では意匠の排他的権利に「販売の申し出」 (第 14・35 条) が含まれることを規定した。また、意匠権の存続期間について、日・EU EPA では「少なくとも 20 年」との規定であったところ、「出願日から 25 年の期間が満了する前に終了しない」ことを規定した (日英 EPA 第 14・35 条)。

③特許について

日・EU EPA に規定される特許の排他的権利に加え、日英 EPA では特許の排他的権利に「輸出」 (日英 EPA 第 14・38 条) が含まれることを規定した。

(b) 知財エンフォースメントに関する規定について

日英 EPA では、商標を付した模倣ラベル等とノーブランド商品を別々に製造・管理し、販売時にノーブランド商品に模倣ラベル等を貼付することでブランド商品の模倣品とするなどといった目的でのラベル等の使用や輸入を刑事上の制裁の対象とすることについて新たに規定した (日英 EPA 第 14・58 条)。

日英 EPA では、インターネットウェブサイト上での著作権侵害や、電子商取引プラットフォームやソーシャルメディアを通じた商標権の侵害を、民事上及び刑事上の権利行使手続の対象とすることについて新たに規定した（日英 EPA 第 14・59 条）。

（3）韓国・イスラエル FTA の分析

以上に加え、最近発効された RTA の一つである韓国・イスラエル FTA についても、以下のように知財章の分析を行った。

2021 年 5 月 12 日、韓国イスラエル自由貿易協定（FTA）の署名式が行われた。本 FTA は、2016 年に交渉を開始、2019 年 8 月に最終妥結、その後の国内手続きを完了して署名に至った。その知財章の概要は以下のとおりである³⁷³。

Section A: 一般規定

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.1	原則と目的	(1)アイデア、技術、創造的な作品の普及を通じて、国際貿易と経済的、社会的、文化的発展を促進すること、及び、(2)知的財産権の保護と執行に関して、権利所有者と知的財産の使用者の確実性を促進することを目的として知財権の維持に努める。	18・2	11・1
14.2	国際協定	TRIPS 協定および両当事者が属する知的財産に関連するその他の協定に基づく権利と義務を再確認する。ハーグ協定に同意するために合理的な努力を払うものとする。	18・7	11・9
14.3	より広範な保護と強制	この章に違反しない限り、この章が要求するよりも、その法律に基づく知的財産権のより広範な保護および執行を提供することができる。	18・5	11・5
14.4	内国民待遇	TRIPS 協定第 3 条および第 5 条を損なうことなく、知的財産の保護および享受に関して自国民に与えるものと同様に、相手方の国民に有利な扱いを与えるものとする。	18・8	11・7
14.5	透明性	知的財産権の保護または執行に関する法律、規制、および手順が書面で公開されていることを確認する。	18・9	11・77

Section B: 商標

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
----	----	----	-------	------

³⁷³ FTA Powerhouse, Korea ウェブサイト

https://www.fta.go.kr/webmodule/ PSD_FTA/il/1/eng/14.%20Intellectual%20Property%20Rights.pdf

14.6	商標の保護	ある事業の商品または役務を他の事業の商品または役務と区別することができる任意の標識または標識の組み合わせは、商標を構成することができるものとする。商品および役務の認証マーク、団体商標、サービスマークを適切かつ効果的な保護を付与する。登録の条件として、視覚的に認識できることを要求することはできず、商標を構成する記号が音であるという理由だけで商標の登録を拒否することもできない。商標権者が、商標権者の同意を得ていないすべての第三者が、それらの商品または役務と同一または類似の商品または役務の同一または類似の標識を取引の過程で使用することを防止する独占的権利を有することを規定するものとする。登録・更新期間は10年以上とする。	18・18	11・19
14.7	例外	商標権者および第三者の正当な利益を考慮に入れることを条件として、商標によって付与される権利に限定的な例外を提供することができる。	18・21	11・24
14.8	広く認識されている商標の保護	商標が広く知られていると判断する条件として、商標登録、著名商標リスト記載、著名商標として認識されていることを要求することはできない。商標がよく知られているかどうかを判断する際、商標の宣伝の結果として得られた関係当事者の知識を含む、公衆の関連部門における商標の知識を考慮に入れるものとする。本条による保護は、登録商標が当事者でよく知られている同一または類似の商品またはサービスに限定されないものとする。既存のよく知られた商標との混同を引き起こす場合、商標出願を拒絶、または商標登録を取り消すための適切な措置を講じ、その商標の使用を禁止するものとする。	18・22	11・26
14.9	商標出願、登録	拒絶理由通知、意見書、拒絶査定不服審判、付与前異議申立、取消審判、無効審判、悪意による登録商標の取消・無効化訴訟等、電子的に提供される書面を含む商標登録に関するシステム；出願、処理、登録、および維持のための電子システムを提供し、商標出願および登録の公的に利用可能なオンラインデータベースを可能な限り提供する。	18・23	11・22
14.10	地理的表示の保護	地理的表示の保護の重要性を認識し、TRIPS協定に従って地理的表示に適切かつ効果的な保護を提供する。	18・30	11・29

Section C: 特許

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.11	特許を受けることができる	新規性・進歩性・産業上の利用可能を要件として、すべての技術分野において、物・方法のあらゆる発明について特許を受けることができる対象とする。	18・37	11・36

	できる対象事項	既知物の新規用途・使用方法も特許を受けることができる対象とする。 公序良俗に反する発明、人間または動物の治療のための診断、治療、および外科的方法は、特許を受けることができる対象から除外することができる。		
14.12	例外	特許の通常の利用と不当に矛盾せず、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とし、特許によって付与される排他的権利に限定的な例外を提供することができる。	18・40	11・38
14.13	猶予期間	公表が、出願人によって出願の12か月前以降に行われているのであれば新規性喪失の例外として扱われる。	18・38	11・42
14.14	補正、訂正、意見	特許出願において、少なくとも一度の補正、訂正、意見の機会が与えられる。	18・43	11・41
14.15	早期審査	出願公開後に出願人以外の者が出願発明を実施する等の合理的理由や手続き的要件を満たしていれば、早期審査の請求を行うことができる。		11・46
14.16	簡素化手続	先の出願が当事者の管轄当局によって受け入れられた言語でない場合にのみ、優先権が主張される特許の先の出願の翻訳が要求されるが、翻訳の証明書は不要である。		11・83

Section D: 植物新品種の保護

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.17	植物新新種の保護	植物の新種の保護のための国際条約の権利義務を確認する。		11・48

Section E: 意匠

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.18	意匠保護	物品または物品の一部の意匠を少なくとも15年間保護するための適切かつ効果的な保護を確保する。 登録意匠権者は、登録意匠権者の同意を得ていない第三者が商業目的で登録意匠を有するまたは具体化する物品を製造、販売または輸入することを防ぐ権利を有する。	18・55	11・49
14.19	例外	第三者の正当な利益を考慮の上で、保護された意匠の通常の利用と不当に矛盾せず、保護された意匠の所有者の正当な利益を不当に害しない限り、意匠の保護に限定的な例外を設定することができる。		

Section F: 不正競争と非開示情報

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.20	不正競争	不公正な競争に対する効果的な保護を行う義務がある。産業上または商業上の正直な慣行に競争行為は、不公正な競争行為として構成され、特に以下の行為が禁止される。 ・競合他社の施設、商品、または産業活動または商業活動に対する、混乱を引き起こすような性質のすべての行為及び信用を傷つけるような性質の取引過程での虚偽の申し立て ・取引の過程で、性質、製造プロセス、特性、目的への適合性、または商品の量に関して一般の人々を誤解させる可能性のある表示または主張	18・78	11・54
14.21	開示されていない情報の保護	TRIPS 協定第 39 条に従い、開示されていない情報を保護しなければならない。	18・78	11・56

Section G: 著作権及び関連する権利

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.22	付与される保護	ローマ条約、ベルヌ条約を遵守する。	18・7	11・9
14.23	複製権	著作者、レコード製作者が、永続的または一時的（電子形式での一時的な保存を含む）を問わず、あらゆる方法または形式で、作品およびレコードのすべての複製を許可または禁止する権利を有することを規定する。	18・58	11・10
14.24	公衆への伝達権	著作者とレコード製作者に、公衆が個別にアクセスできるような方法で、彼らの作品とレコードを一般に公開することを許可または禁止する権利を提供する。	18・59	11・10
14.25	保護期間	作品の保護期間は、著者の死亡から 70 年後、公演から 70 年後でなければならない。	(18・63) (注)	
14.26	形式がないこと	この章で規定されている著作者及びレコード製作者の権利の享受および行使は形式的に行うことはできない。	18・58	11・10
14.27	契約に基づく移転	著作者及びレコード製作者の権利について、契約によってそれらの権利の全部または一部を譲渡できる。	18・60	
14.28	制限及び例外	法律において、通常の業務の利用と矛盾せず、権利者の正当な利益を不当に害することのない特定の特別な場合に、権利所有者に付与される権利の制限と例外を規定することができる。	18・65	11・18

14.29	集中管理	コンテンツへのアクセスと配信を相互に容易にし、作品、実演、またはレコードを使用するための使用料を相互に移転することを目的として、集中的に管理する団体間で取り決めに確立することの重要性を認識し、それぞれの集中的に管理する団体の任務の遂行に関して透明性を向上させるよう努めなければならない。	18・70	11・13
14.30	実演家の権利	ローマ条約に基づく権利と義務に従い、出演者に提供される保護には、出演者の同意なしに公演の放送および公の通信等を防止することの可能性が含まれることを規定する。	18・58	11・10

(注) 凍結条項

Section H: エンフォースメント Sub-section A: 一般的義務

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.31	知的財産権に関する強制慣行	知的財産権の行使に関連する一般的な適用の最終的な司法決定および行政決定が書面で行うことを規定し、事実に関連する発見および決定および決定に基づく理由または法的根拠を述べるものとする。これらの決定および判決を公開するか、公開が実行可能でない場合は、一般の人々および権利者がそれらを一覧できるように、その国語で公開することを規定するものとする。	18・73	
14.32	インターネットでの侵害対策	インターネットまたはデジタルネットワークにおける著作権の侵害を削減するための措置を講じるものとする。	18・71	11・75

Section H: エンフォースメント Sub-section B: 民事および行政手続き及び救済

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.33	権利者	権利者が知的財産権の行使に関する民事司法手続きを利用できるようにするものとする。	18・74	11・59
14.34	損害賠償	民事司法手続において、その司法当局は、侵害者に権利者に損害賠償、侵害に起因する侵害者の利益を支払うよう命じる権限を有する。	18・74	11・60
14.35	事前に確立された損害	民事司法手続において、少なくとも著作権または関連する権利によって保護されている作品、表音文字、および公演に関して、および商標権侵害の場合、事前に確立された損害賠償を確立または維持することができる。	18・74	11・60
14.36	法定費用	司法当局は、侵害者に権利者の費用（弁護士費用が含まれる場合あり）を支払うよう命じる権限を有する。	18・74	11・61
14.37	押収	著作権または関連する権利の侵害および商標の偽造	18・74	11・62

		に関する民事司法手続において、各当事者は、その司法当局が、その法律および規制に従って、著作権を侵害しているとされる商品、材料、および行為に関連する道具の差し押さえを命じる権限を有することを規定する。		
14.38	破棄を含むその他の救済	侵害に対する効果的な抑止力を生み出すために、司法当局は、侵害判明品を補償もなしで破棄するか、または、法律に違反しない範囲で権利者への危害も回避するような方法で商取引の経路の外に処分するよう命じる権限を有する。 司法当局はまた、侵害品の作成に主に使用されてきた材料および実施物を、補償もなしに商取引の経路の外に処分するよう命じる権限を有する。 偽造商標商品に関しては、例外的な場合を除いて、違法に貼付された商標を単に削除するだけでは、商品を商取引の経路に放出することを許可するのに十分ではないものとする。	18・74	11・62
14.39	侵害に関する情報	知的財産権の行使に関する民事司法手続において、その司法当局は、証拠収集の目的に適切であると判断した場合、当事者に侵害に関連する情報を提供するよう命じる権限を有する。	18・75	11・64
14.40	守秘義務	司法当局が、適切な場合には、当該司法当局が発行した有効な命令に従わなかった民事司法手続の当事者に罰金または懲役を科す権限を有する。 知的財産権の執行に関する民事司法手続に関連して、司法またはその他の当局が、当事者、弁護士、専門家、または裁判所の管轄下にあるその他の人物に制裁を課す権限を有する。	18・74	11・63
14.41	権利侵害する輸出入の禁止	知的財産権の執行に関する民事司法手続において、侵害する輸入品が商取引の経路に入るのを防ぐため、及び侵害品の輸出を防止するために、その司法当局が当事者に侵害からの脱却を命じる権限を有する。	18・76	11・65 11・69
14.42	裁判外紛争解決	知的財産権に関する民事紛争を解決するための裁判外紛争解決手続きの使用を許可する場合がある。		11・59
14.43	暫定措置	知的財産権の侵害が発生するのを防ぐため、特に、知的財産権の侵害を伴う商品が当事者の管轄区域の商取引チャネルに入るのを防ぐため、申し立てられた侵害に関して関連する証拠を保存するために、司法当局は迅速かつ効果的な暫定措置を命じる権限を有する。 司法当局が、適切な場合、特に遅延が権利者に取り返しのつかない損害を引き起こす可能性がある場合、または証拠が破壊されるという明白なリスクがある場合に、暫定措置を採用する権限を有する。	18・75	11・64

Section H: エンフォースメント Sub-section C: 国境措置に関連する特別な措置

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.44	国境措置	TRIPS 協定のパート III、セクション 4 の規定に従い、偽造商標または海賊版著作権商品の輸入が行われる可能性があるとする正当な理由がある権利者が、国境措置手続きが適用される管轄当局（行政または司法）との書面による申請で、税関当局による当該商品の自由流通への解放の停止ができる手続きを採用する。本条の条件を満たす限り、他の知的財産権の侵害を伴う商品に関して、同様の申請を行うことができる。税関当局による、輸出を目的とする侵害品の放出停止手続きを規定することもできる。	18・76	11・65
14.45	セキュリティまたは同等の保証	その管轄当局は、このセクションに規定された手順を要求する権利者に、被告および管轄当局を保護し、虐待を防止するのに十分な合理的なセキュリティまたは同等の保証を要求する権限を有する。このセキュリティまたは同等の保証がこれらの手順への依存を不当に阻止しないものとする。	18・76	11・67
14.46	情報開示	管轄当局が、詐欺または海賊行為の疑いのある商品を一時停止または押収した場合、個人情報保護に関する法律に従い、管轄当局が権利者の要求に基づき、輸入者の名前と住所を通知し、疑いのある商品を提供する権限を有する。	18・76	11・68
14.47	デミニミスの輸入	旅行者の個人的な荷物に含まれる、または少量の貨物で送られる非営利的な性質の少量の商品をこの規定の適用から除外することができる。	18・76	
14.48	廃棄	税関当局によって留置され、海賊版または偽造品として没収された商品は、例外的な状況を除き、偽造商標商品に関しては、商標の単純な削除が違法である場合を除き、廃棄することができる。	18・76	11・72

Section H: エンフォースメント Sub-section D: 刑事手続きと救済

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.49	刑事手続きと罰則	少なくとも意図的な商標の偽造または商業規模での著作権の著作権侵害の場合に適用される刑事手続きおよび罰則を規定するものとし、関連する権利の著作権侵害を同様に扱うことができる。	18・77	11・74
14.50	罰金、破棄、放棄、破壊	当局は、職権で、懲役刑と将来の侵害を抑止するのに十分な罰金刑；適切な場合には、侵害品およびあらゆる材料の押収、没収、および破壊といった法的措置を開始することができる。	18・77	11・74

Section I: その他の条項

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.51	暗号化された番組を運ぶ衛星およびケーブルテレビ放送の保護	意図的な行為を通じてケーブルまたは衛星テレビ放送のサブスクリプションサービスを不正に取得することを犯罪とする。	(18・79) (注)	11・12

(注) 凍結条項

Section J: 協力と情報交換

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.52	協力と情報交換	知財の分野における既存の協力形態に加えて、権利行使、国内および国際的な知的財産政策の進展に関連する情報の交換、多国間知的財産協定の実施および工業所有権登録システムに関する経験等、本章の対象となる主題について協力するよう努める。	18・14	11・76

Section K: 知的財産権委員会

条文	項目	概要	CPTPP	RCEP
14.53	知的財産権委員会	知的財産権委員会を設置し、本知財章の履行を確認、二国間協力を検討、知財関連の法・システム等の情報交換等を行う。		
14.54	レビュー	本協定発効3年目に、未登録意匠に付与される保護、秘密意匠、意匠登録要件、著作権及び関連する権利、エンフォースメントについて可能な補正を検討する。		

韓国・イスラエルFTA 知財章においては、①一般規定、②商標、③特許、④植物新品種の保護、⑤意匠、⑥不正競争と非開示情報、⑦著作権及び関連する権利、⑧エンフォースメント（一般的義務、民事および行政手続き及び救済、国境措置に関連する特別な措置、刑事手続きと救済）、⑨その他の条項、⑩協力と情報交換、⑪知的財産権委員会という幅広い項目について、かなり詳細な規定が置かれている。このうち、CPTPPやRCEPで規定されていない条項としては、意匠の例外（14.19）、著作権の保護期間（14.25）がある（なお、著作権の保護期間についてはCPTPPでは凍結事項となっている）。

5. まとめ

RCEP、CPTPP、日・EU EPA、日英 EPA、及び、韓国-イスラエル FTA の分析

「2. 各 RTA における産業財産権、不正競争と知財エンフォースメント等の概要」、
「3. 各 RTA における産業財産権と知財エンフォースメント等の特徴」、「4. 上記 RTA の産業財産権、不正競争と知財エンフォースメントに関する規定の比較」において我が国が当事国である4つのRTAの概要、特徴を整理するとともに、関連性が高いRCEPとCPTPP、日・EU EPA、日英 EPA についてそれぞれ比較分析を行った。

また、我が国は当事国ではないが、我が国との関わりが深い国の最近の RTA の例として、韓国・イスラエル FTA についても分析を行った。

このように、我が国が当事国である4つのRTA及び我が国と関係の深い他国のRTAを比較・分析し、相違点等を明らかにすることにより、それぞれのRTAにおいて関係国の事情がどのように反映されているか、あるいは、我が国企業にとって影響の大きい重要度の高い項目は何かというような点等についての理解をより深めることが可能となり、今後の我が国の EPA/FTA 交渉戦略の検討や既決 EPA/FTA の見直しの際に有益な情報を得ることができると考えられる。

RCEP と CPTPP の比較：

CPTPP は、幅広い分野で新たなルールを構築することを目的としており、米国や他のアジア太平洋諸国・地域に対しても積極的なメッセージになることを狙っている一方で、RCEP は、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備することを目的としている。

このような両者の性格を反映して、RCEP と CPTPP は締約国が相当程度重複している（前者が 15 か国、後者が 11 か国であるが、そのうち 7 か国が重複）一方で、内容的には、RCEP と比較し、総じて CPTPP の方がより幅広い項目についてより高い水準のルールを定めていると言える。

具体的には、①特許に関し、CPTPP で規定された「農業用の化学品に関する措置」（CPTPP 第 B 款）及び「医薬品に関する措置」（第 C 款）に関する条項が全て RCEP には存在しない；②CPTPP ではグレースピリオドとして 12 月と規定しているが（CPTPP 第 18・38 条）、RCEP では「発明の公衆への開示のうち一定のものを考慮に入れないとの特許の猶予期間が有益であることを認識する」として期間を特定していない（RCEP 第 11・42 条）；③知財エンフォースメントについて CPTPP では刑罰の対象として「各締約国は、故意による不正商標物品又は著作権侵害物品の商業的規模の輸入及び輸出を刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う」（CPTPP 第 18・77 条(2)）と規定されているが、RCEP では、第 11・74 条(1)において「各締約国は、刑事上の手続及び刑罰であって、少なくとも故意により商業的規模で行われる著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用について

適用されるものを定める。(注) この条の規定の適用上、この1の規定は、締約国が自国の法令に従って、故意により商業的規模で行われる関連する権利を侵害する複製の場合における刑事上の手続及び刑罰の適用範囲を決定することを妨げるものではない。」としつつも、第11・74条(2)においては「各締約国は、故意による著作権侵害物品又は不正商標商品の商業規模の輸入を1に規定する刑事上の手続及び刑罰の対象となる不法な活動として取り扱う。」と「輸入」のみに言及している。さらに、CPTPPでは「不正ラベル・不正包装の故意の輸入・使用に関する刑事罰」(CPTPP第18・77条(3))が規定されているが、RCEPにはこの規定はない；などの相違に表れているといえる。

昨年度の本研究会の報告書においても、日・EU EPAとEUメルコスール協定の比較において「営業秘密についてはほぼ同一内容であるものの、意匠や特許については内容がかなり異なり、前者の方が保護のレベルがかなり高い。エンフォースメントについても相当程度、規定内容は共通であるが、一部の項目においては後者では保護のレベルを落としていることと合わせ、関係国の現状も踏まえた規定となっていることがうかがわれる。」と報告されているところであるが、RCEPとCPTPPとの比較においても、同じように、関係国の現状が相当程度、反映されていると思われる点は確認された。

他方、RCEPは東アジアの主要国が参加した初めてのFTAであり、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定として、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備した意義は大きいと考えられる。

たとえば、①商標についての、RCEP11・19「商標の保護」(音の商標への適用拡大)、RCEP11・26(3)「広く認識されている商標の保護」、RCEP11・27「悪意による商標」；②エンフォースメントについての、RCEP11・69「職権による行為に基づく著作権侵害物品又は不正商標商品の疑いのある物品の解放の停止」、RCEP11・72「権限のある当局による廃棄の命令」(著作権の侵害物品・不正商標商品に対して、権限のある当局が廃棄命令権限を有すること)；などが、その一例である。

こうした規定(「TRIPSプラス」)は、特にRCEPの締約国の過半数を占める新興国の知財保護水準の底上げにつながっていくことが期待され、我が国企業の企業活動にとっても有益と考えられる。

また、今後の、特に新興国とのバイ又はプルリでのEPA交渉を想定する際の規定のベースともなりうる意義を有していると考えられる。

日・EU EPAと日英EPAの比較：

日英EPAは日・EU EPAの規定をベースとしつつ、更に効果的に知的財産を保護し、利用の促進を図るべく、日・EU EPAよりも高いレベルの規定を導入した内容になっている。

具体的には、日・EU EPAに、手続きの簡素化(複数意匠一括出願の導入)、知的財産の保護強化(悪意の商標出願の排除、外国周知商標の保護、特許の排他的権利に「輸出」

の追加、意匠の排他的権利に「販売の申出」の追加、意匠権存続期間の拡大）、エンフォースメント強化（刑事罰規定、デジタル環境における権利行使規定の導入）が加えられている。

日英 EPA は、英国の EU 離脱により日・EU EPA の下で得られていた利益の喪失を回避し、日系企業のビジネスの継続性を確保すること、高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資のさらなる促進につなげること、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信すること、良好な日英関係を更に強化していく重要な基盤とすることが意義とされている³⁷⁴が、上記の項目（「EU プラス」）は、その具体的な成果と考えられる。

他方、こうした成果は、英国が EU を離脱したことに伴い、英国が一国でマンドेटを持つことが可能となったことにより実現した側面もあり、たとえば、エンフォースメント強化の一環としての刑事罰規定については、もともと、2011 年に EU 及び域内 22 か国も署名した「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）」にも含まれていた内容であるが、ACTA については、2012 年 7 月 4 日に、欧州議会において反対多数で批准案が否決された³⁷⁵。この背景には、インターネットの自由を制限するなどとして大規模な反対デモや署名活動があったことなどがあった³⁷⁶が、こうしたこともあって、2013 年から交渉が開始された日・EU EPA については、当時の EU 加盟国 28 か国の合意を形成して、盛り込むことは難しかった面があったとも推測される。それだけに日英の二国間の交渉により、日英 EPA において、これが盛り込まれたことは大きな成果であり、経団連の「日・EU 経済統合の実現を目指して 一日・EU EPA に関する第二次提言」³⁷⁷の中でも「罰則強化など実効的なエンフォースメント」が求められていたように、我が国企業にとっての意義も大きいと考えられる。

韓国・イスラエル FTA の分析：

韓国・イスラエル FTA 知財章においては、①一般規定、②商標、③特許、④植物新品種の保護、⑤意匠、⑥不正競争と非開示情報、⑦著作権及び関連する権利、⑧エンフォースメント（一般的義務、民事および行政手続き及び救済、国境措置に関連する特別な措置、刑事手続きと救済）、⑨その他の条項、⑩協力と情報交換、⑪知的財産権委員会という幅広い項目について、かなり詳細な規定が置かれている。

本 FTA の一方の当事国である韓国と我が国との間においては、2022 年 1 月に発効される RCEP が最初の FTA になるが、現在、中国を含めた日中韓 FTA が交渉中であり、この

³⁷⁴ 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）（令和 3 年外務省）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100092224.pdf>

³⁷⁵ 欧州議会、ACTA の批准を否決（JETRO デュッセルドルフ事務所 2012 年 7 月 5 日）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20120705.pdf

³⁷⁶ 欧州議会、模造品の取引防止条約の批准を否決（ロイター 2012 年 7 月 5 日）
<https://jp.reuters.com/article/zhaesmb06215-idJPJT816012620120704>

³⁷⁷ 「日・EU 経済統合の実現を目指して 一日・EU EPA に関する第二次提言」（（社）日本経済団体連合会 2009 年 4 月 14 日）
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/037/honbun.pdf>

日中韓 FTA においては、RCEP を上回る付加価値をどれだけ付与できるかが焦点とされている³⁷⁸。韓国-イスラエル FTA は、こうした日中韓 FTA 交渉の際に参考になりうる経済連携協定であると考えられる（たとえば、RCEP にはないが、韓国-イスラエル FTA にある規定としては、14.19「意匠の例外」や 14.25「著作権の保護」（保護期間 70 年）などがある。）

他方、もう一方の当事者であるイスラエルとの関係においても、韓国-イスラエル FTA 知財章においては、前述のように、幅広い項目について、かなり詳細な規定が置かれていることから、今後の交渉を想定するような際には、規定のベースのひとつになりうるものと考えられる。

³⁷⁸ 日中韓 FTA 交渉（2020 年 4 月 外務省 南東アジア経済連携協定交渉室）（外務省ウェブサイト）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000264138.pdf>